

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第3回）	
開 催 日 時	令和3年11月15日（月）13時30分から14時45分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 4階 403会議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	会長 小林 晋八	
委 員 氏 名	（出席者） 川本こず江委員、福山千鶴委員 尾畠正夫委員、久崎正博委員	（欠席者） なし
事 務 局 氏 名	総務部 前田部長、砂町次長 総務部総務課 菅野課長、岩本係長 議会事務局 大谷課長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	☒ 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（決定事項、概要等） ・ 期末手当支給割合について他市の状況等を参考に0.15月引下げ（前回の会議で、報酬等は現状維持と決定済） ・ 答申書案について協議 ・ 本日の意見を反映した答申書案を作成後、各委員に文書で送付し、修正箇所がないか最終の確認を行った後、委員長と日程調整し、市長へ答申する。	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） _____ 会長 小林 晋八 ㊞	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
小林会長	1. 開会 2. あいさつ（会長） 3. 会議録（第2回）の確認 それでは先日お手元に答申案と前回の会議録を送らせてもらっています。読んでいただいたと思いますので、これにつきまして、事務局より、説明をお願いいたします。
事務局	資料につきましては、上部に「会議録」と書いている第2回目の分です。 第2回目の会議録につきまして、調整すべき点や、修正すべき点等ございましたら御意見をいただきたいと思います。 1点、会議録の中で、ビクトリーナ姫路という言葉が出てきますが、正しくは、ウに濁点と小さなイの「ヴィ」となります。（ヴィクトリーナ姫路） よろしくお願いします。
小林会長	それでは前回の会議録につきまして、修正等の御意見がございましたらお願いします。
小林会長	前回の会議録につきましては、おおむねこのとおりでよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
小林会長	ありがとうございます。 それでは、つぎに協議事項に移ります。
小林会長	4. 議事（期末手当支給割合の方向性の決定 及び 答申書（案）について） 期末手当支給割合の方向性の決定及び答申書案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	（資料の説明）
●●●●	先ほど事務局より、御説明がありました。 報酬について、前回の会議で現状維持でよいのではないかと意見をいただいて

●●●●●	おります。 期末手当支給割合について、しばらく意見をお伺いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。 質問というか確認ですが、今日配布されたA4資料の分で、表中のCの現行の率として何か月分と書いてあるんですが、率と言えば180%とか百分率で行くんじゃないかと思いますので、支給割合というほうが適切ではないかと思います。 同様に、資料の表題も「支給率の改定状況」ではなく「支給割合の改定状況」等に修正したほうが、よりベターかなと思います。
事務局 ●●●●●	御意見のとおり、修正します。 また、昨日のニュースで山形県だったと思いますが、国の状況がはっきりしないので、この給与改定、特に期末手当の支給割合の引下げは見送ると聞いたんですけども、あくまで宍粟市としては予定どおり実施するという方向で考えているということよろしいですか。
事務局	今、御手元に追加で資料を配布しています。御質問にありました山形県のニュースも含まれていたと思います。 山形県は、人事委員会という委員会を県独自に持たれておりますので、山形県は今回は見送るという判断をされたんだと思います。 宍粟市のように独自で人事委員会を持ってないところは、人事院勧告に準拠したような形となります。 大まかな流れは第1回目の会議で説明させていただいたのですが、補足しますと、8月ごろに、国の人事院が、国家公務員の給与について、期末手当の支給割合を0.15か月分引き下げるという勧告を出しました。 通常は、この勧告に基づき、概ね11月の下旬に、国会に給与法という法案が提案されて、国会で可決すると国家公務員の期末手当が12月の支給分から引き下げられる…という流れですが、追加資料にあるとおり、今回は選挙の日程等の影響で11月下旬までに給与法を改正することが難しい状況になっています。 期末手当は、6月と12月に支給されますが、12月の期末手当については、12月1日が支給基準日になるため、引き下げるのであれば、それより前に法律を改正する必要があります。 期末手当改定の法律が11月中に国会で可決されると、それに合わせて各地方公共団体はそれぞれの議会に給与条例を提案し、一般職の職員なり、市長等の特

	別職なりの給与について、引き下げたり引き上げたりの改定を行います。 このため、大きくは国の方針として、人事院勧告がなされ、それを受けて国家公務員の給与法が改正され、それに倣うように、地方公務員の給与条例も改正していきます。 この仕組みの中で、今回は、最初の国家公務員の給与が宙に浮いたような状況になっていますので、追加資料でいうと3～4行目の「間に合わない場合は、事後的に支給額を調整する方法を検討する」とありますが、例えば次の6月の期末手当から、今回引き下げるべきだった金額を引き去るといった手法をとらざるを得ないかなと思います。 これはイレギュラーな対応となりますので、兵庫県からも国の動きを注視するよう通知がありました。
●●●●	大変理解しづらい話ではありますが、御理解いただけましたでしょうか。
●●●●	宍粟市もこういう状態だということですね。まだ国が決まっていないということは…。
事務局	あくまでも国に準じて動くというのが前提になっています。
●●●●	そういうことでありましたら、市長等の特別職については該当しませんが、一般職の職員で来年3月31日付け退職の方は、退職されてから返還されるという非常にレアなケース、面倒な事務処理が発生するかと思います。
事務局	補足ですが、今まで期末手当等を増額する場合については4月まで遡った金額を12月にまとめて支払うというのにはありましたが、減額する場合について4月まで遡って納めさせるといったように、不利益になることを遡及して条例で規定することはできません。（不利益不遡及の原則） 未来に向かって引き下げるのは問題ありませんが、過去に遡って去年の12月の期末手当の引下分を徴収するということも出来ません。 その辺りについて、仮に次の6月の期末手当から引き下げるとすれば、様々な調整が必要になると思います。
●●●●	国の動きについては我々が知る由もないところでございますが、会議としましては、方向性を示さなければならないので、市長等の特別職に対する答申内容について、議論いただけたらと思います。よろしくお願いします。

●●●●	期末手当の資料を確認すると、4.00月以下になっているのは2市。この2市は、改定の予定はないということ。宍粟市の場合は多い少ないの判断が非常に難しいと思う。 しかし、こういったご時世ですから、人事院勧告どおり、4.15月を4.00月に引き下げるのは仕方ないかなと思います。 この2市の詳細な事情はわかりませんが、4.00月を下回り、他市との差が開いてくるようであれば、改定なしということになるかも知れませんが、現在は、人勧どおり引き下げる形でいいんじゃないでしょうか。
●●●●	近隣の類似団体を確認しても、ほぼ人勧どおり引き下げられている状況です。
●●●●	人勧どおり0.15月引き下げる方向性について、異議はありますでしょうか。 もし意義がないということでありましたら、恐れ入りますが、挙手をお願いします。
委員	(全員挙手)
●●●●	ありがとうございます。それでは4.15月から4.00月に引き下げる方向とします。 また、申し遅れましたけども、市長等の特別職及び議会議員、そのどちらも、0.15月引き下げて4.00月ということによろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
●●●●	それでは一定の方向性が出たかと思います。 ここからは、答申書の内容、資料2ページ目以降について御議論をいただきたいと思います。
●●●●	2点意見があります。 1点目は文言的なことについてですが、答申案の4ページの下から3行目「マイナス0.15月引き下げる」の部分、この「マイナス」の表現は要らないと思います。 2点目は、同じく4ページの中程と一番下に「適当」という言葉が出てきますが、一般的に「適当」という言葉は、いいかげん、アバウトみたいなニュアンスもあります。そのため、ここは「適切」か「妥当」、そういった文言に修正できないかと思います。

事務局	御意見いただいた部分について、おっしゃるとおりかと思います。 1点目の「マイナス」について書き加える必要はありませんし、2点目の「適当」についてもそういった御意見が当然あるかと思いますので「適切」か「妥当」に修正します。
●●●●	答申の4ページのところで、市長と議会議員の果たすべき役割が書かれていますが、私たち市民の役割というか、その観点が抜けていると思います。 実際の行政については、市長等が引っ張り、議会が監視等されているわけですが、ただ、市長と議会におんぶにだっこではなくて、当然、主権在民たる市民も果たすべき役割があると思います。 3者が歩調をならべ、より良き宍粟を考えていく必要があると思います。 付記事項で少し触れられていますが、そういった市民の役割や自覚についても大切かと思います。
●●●●	貴重な御意見だと思います。 執行する側、また監視する側、そしてそれを支えるのが市民かと思いますので、ぜひ今の意見を採用といいますか、加えていただきたいと思います。
●●●●	他に意見はありますでしょうか。
事務局	前の審議会のメンバーも、さらにその前の審議会のメンバーも、今回の会議で出された意見と同じで、議員活動が見えづらいと言われています。 例えば会議の出席状況については、はっきり分かる資料がありますが、それ以外の部分について、例えば地元を回っているとか、こんな意見を取り入れたとか、視察研修に行ったとか、政務活動費のことも含めて見えづらいかと思います。 それについては、今回もこの会議で意見をいただきましたので、引き続き、答申に意見として加える必要があるかなと思います。
●●●●	毎回毎回この内容（議員活動の見える化）が出るという事は、改革が進んでいないということで、ダメだと思う。
●●●●	消費者協会も議員との意見交換の場を設けていますが、その中で「やる気があるかな、ないかな。」って、色々と見えてくる。 ここが1番重要なポイントで、私たちは議員さんに積極的に活動してもらいた

	い思いが強くあります。今はコロナ禍の中で制約があるかもしれませんが、あそこの団体がええこととしてますって聞いたら、一部の議員さんだけでなく、みんなで行こうよ！というぐらいの勢いで視察に行ってほしい。一部が行ってきただけ、見た人と見てない人では、本当に違ってくる。2～3人で行って意見してみたとしても、行ってない人からしたら、「そうかいや…。」で済まされることが多いように思う。 常に議員同士が切磋琢磨できるような組織であって欲しい。 この会議で出された意見、みんな期待しているってことを、議員全員にしっかり伝えてもらったらありがたいと思います。
●●●●●	宋栗市は広大な面積の中で、森林が相当の割合を占めています。 森林から創まる地域創生といって、森林をメインに据えるのであれば、行政として、治山治水を含めた森林環境づくりにも力を入れてほしい。 木材が高い安いという話とは別にして、頑張ってもらいたい。 他団体が視察に訪れるような森林をつくってほしいと思います。
●●●●●	3点意見があります。 1点目として、最近播磨灘の地震が多く続いています。 山崎断層に影響があるとかないとか、その辺も踏まえながら、市長・議員に防災対策を考えていただきたいと思います。 2点目として、各種団体と議員との意見交換の場があってもいいかと思います。以前、商工会でパネルディスカッションを開催した後、商工会女性部と議会との意見交換の話が出たが、立ち消えになってしまったこともありました。わがまちトークには人が余り集まらないっていう話だったんですが、各種団体等であれば、人も集まりやすい部分もあるかと思う。 3点目として、議員の働きの見える化の話に関連して、議員一人ひとりの考えが見えてこないの、議会だよりでも市の広報でもなんでもいいので、せめて1人1行ぐらい意見を書くとか、当番制でもいいですし、本当は16人全員が書いていただけたらいいんですけど、何か一言でも市民に聞かせていただければと思います。決意でも意見でも何でも構わないので…。そういったものが見られると議員への理解が少しでも深まるのではないかと思います。 この3点について、お願いします。
●●●●●	消費者協会も議員との意見交換会、市長との意見交換会をやっています。 申し入れされたら、議員も市長も予定を入れてくれると思うので、どんどん女性部の力をPRされるのがよいと思います。

●●●●	私たち委員は、公平公正な立場で、市民各層の代表として出席していますが、特に市民感情という点で意見を述べさせていただきます。 昨年の雇用創生協議会の件です。 その後、結論的に言うと、進展していないということだと思います。 それに対して市民への説明が十分になされていないため、市民は不満と不安があると思います。 現実問題として、市長は関係した者に返還させるということ、議会答弁等の中でおっしゃっているようですが、それは当たり前の話であって、延滞金等については月10万ずつぐらい増えているんじゃないかと思われます。 兵庫労働局の指導も仰ぎたいとかもおっしゃっているようですが、そうではなく、もっと迅速に、解決に向けて動けないものかと思います。 こういった問題については、早いに越したことはないと思います。 当然市長もそういう認識だと思いますけども、早期解決を市民の誰もが願っていることを今回の答申の付記事項に入れていただきたいと思います。 もし市民の署名等があって再審査の請求をするということであれば、市民として何か協力していきたいなと思ってますので、できるだけ早急に全面解決することを強く要望します。
●●●●	この件に関して1点お尋ねします。 この審議会として、今、●●●●が言われた問題について、介入できる権限はあるのでしょうか、ないのでしょうか。 付記事項としては記載できるんじゃないかと思うんですが、審議内容等に反映させるのはちょっと困難になるかなと…。その辺りどうでしょうか。
事務局	今、おっしゃっていただいたとおりで、本筋のところの議論としては、なかなか書きづらいところがございます。 一方で、すでに答申案の中で書かせてもらっておるとおり、直接、この審議会とは関係ない部分の意見につきましても、毎回、付記事項ということで何点か挙げています。 今日の議論で申しますと、治水治山のこと、防災のこと、各種団体とのミーティングのこと、先ほどおっしゃっていただいた雇用創生協議会のこと、このようなことを現在の答申案の付記事項に加えるような形で、最終の答申を作成させていただければと考えています。
●●●●	雇用創生の、ミツマタの事業自体は、別に悪いわけじゃないですよ。

	せっかくそういった地域に雇用を生み出す大事な事業だったと思うので、ただ悪いことをしたから無くすのではなく、別の形でも、続けてできることがあればなと思います。
●●●●	確かに取組自体は問題はなかったと思いますが、先ほど●●●●さんがおっしゃられたように、スピード感を持って説明していかないと、市民の中に疑念がますます増えてくると思います。 そうしたことも踏まえると、まずはきっちりと市民の納得を得ないことには、その類似した事業も進めていきにくいんだらうなと思いますので、取りあえずは、市民が納得する説明が必要であるという御意見だと思います。
●●●●	この雇用創生問題について、中心とされた方は、個人のSNSのアカウントならともかく、雇用創生協議会の会の公式アカウントの中で、メンバーと食事したとか飲みに行ったとか、妻と高級レストランに行ったとか、飲んで食べてばかりの内容を掲示していることが多く、すごく不信感が強くなった記憶があります。これ見て誰も何も思わへんのやろかと感じていたところ、例の不正のことが発覚しました。 先ほどから皆さんがおっしゃってるように、その部分に関しては早急に解決することが大事だと思います。その先に、●●●●がおっしゃられた良い事業は続けていってほしいという市民感情もあるのだと思います。
●●●●	はい、ありがとうございます。 答申の内容につきまして、ほぼ意見が出たかなと思います。 この後の流れについて事務局から説明を…。
事務局	今日の意見も踏まえ、まとめさせていただき、最終の答申案を各委員に送付させていただきます。 それぞれ確認いただき、修正等があれば、連絡用の書式を同封しておきますので、「何ページの何行目の●●を修正してほしい」といった形で、御報告願います。
●●●●	11月26日から議会定例会が始まります。それまでに、この答申書を提出し、それを受けて、市長が条例改正をする、しないの判断をされるかと思います。急いで答申を作成する必要があるかと思いますが、よろしくお願いします。 それでは、その他について、説明をお願いします。

事務局	その他につきまして、ただ今申し上げましたとおり、今日までの会議で出された内容を答申書に反映させていただき、送付させていただきます。今日3回目の会議録についても、委員の皆さんに送付させていただきます。 また、答申書が作成できましたら、●●●●と日程調整をさせていただきます、市長に答申書を渡します。タイトなスケジュールになる部分もありますが、よろしくお願いします。 その他の関係については、以上になります。
●●●●	はい、ありがとうございました。 修正があれば、事務局に連絡をするということでお願いします。 なければ同意したということですね。
●●●●	それでは審議会のことに限らず、何か意見等はありませんか。 今年お会いするのは、今日が最後になるかと思います。 私から何でもなし話なのですが、昨日、波賀町軽トラ市が開催されまして、いわゆるアフターコロナの中で、大きなイベントとして開催されました。 心配して見に行きましたが、なかなか盛況でありまして、少しずつ、地域が動き出したのかなと、そんな思いで参加させていただきました。 一刻も早く、日本全体がこんな感じで進んでいけばいいなと思っています。 他に意見等はありませんでしょうか
事務局	気の早い話で恐縮ですが、来年、人事院勧告が出された場合、こういった形でお集まりいただき、期末手当の支給割合の改定についてのみ、議論いただく想定をしています。 なお、宍粟市では、平成29年以降、期末手当の支給割合については、この審議会に諮って引上げ・引下げについて議論いただいておりますが、他の団体については、一般職の職員に準じて引上げ・引下げをされておりますので、その是非はともかく、そのことについても、来年の会議で一度お諮りさせていただければと考えています。
●●●●	私の立場といたしまして、波賀町の連合自治会長ということで出席しておりますが、波賀町は例年、連合自治会長が入れ替わっております。 そのため、来年のことについてはコメントを控えさせていただきます。
事務局	最後にすいません、議会事務局の大谷です。 色々と御意見をいただきましたので、参考までに報告します。

	宍粟市議会では、お出かけ市議会というものをやっております。 ホームページにも載せていますが、10人程度の団体について、こちらに連絡いただければ、どういう趣旨でどういうことが聞きたいか、打合せをさせていただいたうえで、議員が出かけていって、意見交換をしていただくという制度になります。 また、この制度は、議会活動にあたります。 一方で、議員個人に聞きたいとか、そういったところは議会活動ではなく、議員個人の政治活動的なところもあるので、事務局からは、言いづらい部分であります。 議員活動と議会活動があって、我々は議会事務局ですので、そういった活動の支援をしております。議会だよりというの、年に4回、定例会の翌々月に、一般質問とか委員会の活動報告等を掲載しています。時間がかかるのは、議会のお知らせなので、議員全員が中身を確認して、個人の意見を載せてしまうわけにはいかないので、議会としてまとまった意見を述べていくというところで編集をしています。そのためタイムリーさには欠ける部分があります。 ただ、議員個人の会報等は、随時に、議員自身で印刷して発行されていますので、それはタイムリーなところがあります。そのあたり、二つの側面があるというところを知っていただければと思います。 また、別に、議会に対する意見箱という制度もあります。 メールで提出いただいてもいいですし、本庁舎や市民局にはポストを設置しています。そういった制度も御利用いただけましたら、議会事務局の職員が確認し、議長以下全議員に意見を配布しています。 その他にも何かありましたら、また、連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。
●●●●●	
事務局	お出かけ市議会の制度は、議会だよりに掲載しているのか。
	年に1～2回掲載しています。
●●●●●	
	わがまちトークについては、旧町単位で開催され、旧町全体の課題について、意見交換する場だと思いますが、そのお出かけ市議会については、例えば単体のこんな事業がやりたいので議会はどう思うのか、どう応援してくれるのか、というものでもよいのか。
事務局	はい、大丈夫です。
	わがまちトークは、いつも開催が秋になるので、お祭りの日にかぶるとか、い

小林会長	ろんな生涯学習の行事と重なることがあったり、市のタウンミーティングとか重なったりして、今調整をさせていただいています。
川本職務代理	ほかに何もなければ、川本委員、閉会をお願いいたします。 3回にわたり貴重な御意見をいただき、職員の方にも色々な資料を用意していただき、本当にありがとうございました。 これで、答申案が作成できると思います。 来年の話が出ましたが、来年まで元気で頑張りましょう。 ありがとうございました。